

北海道がん対策推進委員会運営要綱

〔平成24年5月16日北海道がん対策推進委員会〕

(設置)

第1条 この要綱は、北海道がん対策推進条例(平成24年北海道条例第10号。以下「条例」という。)第33条の規定に基づき、北海道がん対策推進委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(専門部会)

第2条 条例第32条の規定に基づく専門部会は、会長が委員会に諮って設置する。

(部会長)

第3条 条例第32条第3項の規定に基づき指名された部会長は、専門部会を代表し、専門部会の会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員及び特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門部会の会議)

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 専門部会は、所属する委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議する。

ただし、委員会が別に指定する事項については、委員会から付託があったものとみなすことができる。

(委員会への報告)

第5条 部会長は、付託された事項について調査審議したときは、その結果を委員会に報告しなければならない。

(委員欠席の場合の取扱い)

第6条 委員及び特別委員が委員会及び所属する専門部会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

ただし、会長が部会長と協議し必要と認めた場合には、この限りでない。

2 委員及び特別委員が委員会及び所属する専門部会に出席できない場合は、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会及び専門部会の会議は公開とする。

2 ただし、開催に当たり、次の事由に該当する場合は、委員会若しくは専門部会の決定により会議を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあること

(2) 公開することにより、特定の者に不当な利益や不利益をもたらすおそれがあること

(会長への委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び専門部会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が委員会又は専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

別紙(第2条関係)

専門部会の設置について(関係部分抜粋)

[平成24年5月16日北海道がん対策推進委員会]

[一部改正 平成27年9月2日]

[一部改正 平成28年3月16日]

[一部改正 平成30年1月30日]

運営要綱第2条に基づき専門部会を次のとおり設置する。

第2 がん患者等支援専門部会

1 目的

委員会から、がん患者及びその家族(以下「がん患者等」という。)への支援に関する事項について付託を受け、専門的な見地から調査審議を行う。

2 付託事項

- (1) 条例第20条の規定に基づくがん患者等への支援に関すること
- (2) その他本道のがん患者等への支援に関して必要と認められること

3 組織

専門部会は、委員及び特別委員で組織する。

第3 がん登録専門部会

1 目的

委員会から、がん登録の推進に関する事項について付託を受け、専門的な見地から調査審議を行う。

2 付託事項

- (1) 条例第22条の規定に基づくがん登録の推進に関すること
- (2) その他本道のがん登録の推進に関して必要と認められること

3 組織

専門部会は、委員及び特別委員で組織する。

第4 がん検診専門部会

1 目的

委員会から、がん検診の受診促進及び精度の向上に関する事項について付託を受け、専門的な見地から調査審議を行う。

2 付託事項

- (1) 条例第10条各項の規定に基づく早期発見の推進に関すること
- (2) 「健康診査管理指導等事業実施のための指針」(平成20年3月31日付け健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知の別添)第3の各号に掲げる「生活習慣病検診等管理指導協議会」の各部会で協議する事項に関すること
- (3) その他がん検診の推進に関して必要と認められること

3 組織

- (1) 専門部会は、委員及び特別委員で組織する。
- (2) 第4第2項(2)における付託事項に関し、分科会を設置することができる。